

# 平成 28 年度第 1 回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

日時：平成 29 年 1 月 25 日（水）午後 1 時 00 分 ～ 午後 2 時 00 分

場所：大山崎町役場 3 階 防災会議室

出席者：委員＝太田康隆委員、小幡浩也委員、柴田光藏委員、萩原経委員、長谷川央委員  
事務局 ＝（政策総務課）齊藤企画観光担当課長、沖企画観光係員  
諮問部局＝（政策総務課）浅田危機管理係リーダー、江畑危機管理係員

傍聴者 なし

## 《内 容》

### 1 開会

### 2 委嘱状の交付

太田委員へ委嘱状が交付された。

### 3 委員の紹介

柴田会長からご挨拶

### 4 議事

#### （1）諮問事項について

諮問事項「大山崎町内に防犯カメラを設置するにあたり、通行人等の容姿、風貌、行動等、他の情報と突き合わせることで個人情報となりうる情報を収集すること」について、諮問部局から、設置を予定している防犯カメラについて、次の説明があった。

- ・ 録画機能のみ（監視機能なし）。
- ・ 町民の安心安全を目的として設置し、有事の際には警察等へデータを提供する。
- ・ 京都府において「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン（平成 18 年 12 月）」が定められており、本町においても同ガイドラインに基づいた要綱を定め、運用に努める。

主な審議内容は、以下のとおり。

会長 まず、委員の皆様から特別のご質問があれば、先に諮問部局へお伺いし、その後、委員の皆様からご意見を賜って、議論することとしたい。それに先立ち、諮問部局として、同事業実施にあたり、問題に感じていることあるいは懸案事項はあるか。

諮問部局 懸念されることとしてはプライバシーの問題が考えられ、それは町職員が常時監視しているのではないかということに起因すると思うが、予定しているカメラは監視機能のない録画タイプのものであり、目的外の利用はしないということで、問題とはならないと考えている。

委員 録画機能は、カメラ本体に付属しているのか、あるいは無線または有線によりどこか別のところに保存されるのか。また、維持管理・補修については町職員が行うのか、あるいは事業者に委託するのか。

諮問部局 カメラ一体型で保存する。定期的な維持管理は実施せず、町職員が確認した際に故障が判明した段階で修理を依頼する。カメラ自体に物理的に鍵がかかるようになっており、データについても閲覧には専用機器やパスワードが必要であるなど、セキュリティにも配慮している。修理の際には、画像の確認を町職員立会いの下で実施するなどの契約を結ぶという考え方がある。また、カメラは 4.5m以上の高さに設置するため、物理的にも簡単に取り出しにくくなっている。

会長 町内に何台くらいカメラを設置する予定なのか。また、助成はあるか。

諮問部局 平成 28 年度に 5 台を予定している。次年度以降については何も決まっていない。今回設置したカメラの運用状況をみて考えることになる。設置場所については、駅前と、交通の要衝であることから交差点を考え、警察機関と協議をして決定する。助成はとくにない。

委員 民間が設置した防犯カメラの移管を受け、町が管理する予定はあるか。

諮問部局 そのような事例はなく、今のところ予定はない。今後あるとすれば、ガイドラインに沿った運用が考えられる。

会長 商店街や病院等で設置されている防犯カメラとの違いの有無はあるか。

諮問部局 それらのカメラは、侵入者や事故等のモニタリングを行うためのものであるが、町で設置するカメラには、監視機能はない。

委員 設置場所選定の趣旨として、警察機関と協議して決定するとの説明があったが、これは警察からの提案があつて場所を決定するということか。

諮問部局 町としてまず予算上から設置台数を 5 台と決め、次に限られた台数で犯罪等の抑止効果が期待できる場所について選定している。その後、設置場所について警察機関と協議したところ、場所についての要請等はとくになく、追認を受けるような形である。

委員 警察機関ではなく、なぜ町が設置するのかということについては、どのように考えているのか。

諮問部局 町民の安心安全を高めるということは、町総合計画にも定めている。カメラを設置することで、町内の防犯効果を高めることができると考えている。

委員 住民からすれば、プライバシーの点が一番気になる場所であるが、設置の

- 根拠がしっかりしていれば、問題ないと思われる。
- 会長 ところで、録画されたデータが漏えいする可能性はないか。データを取り扱う職員等の良心のみに依存しているのか。
- 諮問部局 担当職員が上司に相談せずに持ち出すという可能性は0ではない。ただし、庁舎内から遠隔操作してデータを収集することはできないため、データを取得するためにはカメラ設置場所へ出向き、ダウンロードする間ずっとそこに居続けなければならない、かなり目立つため、一定の抑止効果はある。ダウンロードには専用の機器を使い、警察等の閲覧の際には町職員が立ち会って作業をする。これら以外にも、必ず複数人でデータ収集作業を行う等の規定を定めるなどして運用したい。
- 委員 カメラ設置の周知についてはどのようにするのか。
- 諮問部局 柱等に掲示をすることを考えている。ガイドラインには設置者を明示することとあるので、町が設置したことがわかるよう明記する。
- 会長 防犯カメラの設置についてよく思わない人もいる。不要な疑念や心配をあらかじめ払拭するために、広報等で事前に啓発すべきではないか。
- 委員 ところで、事件が発生し、後々になって防犯カメラに映っていた可能性が考えられるような場合、2週間程度の保存期間で足りるのか。
- 委員 後になって可能性が判明した場合、2週間では無理と思われる。ただし、ガイドラインには一か月程度の保管期限が示されており、1か月程度の保存期間ではいずれにせよ足りない。逆に、緊急の場合であればすぐに照会がかけられるので、現在予定されている10日間程度の保存期間であっても有効であると思われる。
- 諮問部局 保存期間と画質はトレードオフの関係にある。この点についても警察機関と協議のうえ決定する。
- 会長 データは町所有のものであり、警察当局へ提供する場合には、その点をしっかりと認識しておいていただきたい。
- 委員 防犯カメラの設置については、大きく分けて3つの論点があると思う。1つめは、どこで何を撮影するかという撮影方法について、2つめは撮影したデータの管理方法について、そして3つめは保有するデータの利用方法についてである。後者の2つについては、本日議論されてきたところであり、また、ガイドラインにも詳しく定められている。機器の方でも対応可能であり、大きな問題はないと思われる。したがって、一番注意しなければならないのは1つめの論点であると考えている。
- 撮影については、古い例であるが、「京都府学連事件」という有名な判例がある。警察がデモ隊を撮影したことが問題になった事件であるが、そもそも撮影自体が認められるかどうか争点となった裁判である。この裁判では、事

件が発生した直後等において、その機会を逃すと証拠を残すことができないといった場合には撮影が認められるという判断をしている。この判例を鑑みると、防犯カメラで常時撮影するような状況は、法律的には白か黒かというグレーであると考えざるを得ないと思う。みだりに容貌等を撮影されない自由があるという判決なので、そういった視点を持っておいていただきたい。つまり、防犯抑止効果のみを重視するという方向にはならないでいただきたい。当初は5か所に設置するというので、本日、設置に至る趣旨や慎重に検討された経緯を伺った内容には合理性があると感じているが、今後台数を増やす場合には、どこに設置するかという点についてはガイドラインにも詳しく記されていないこともあり、慎重に検討していただきたい。

「京都府学連事件」では、犯罪が多発しそうなどころであれば撮影してよいという判断であり、高速道路に設置されている「Nシステム」は、交通法規に違反した場合の刑罰を根拠として、違反が多発するところを撮影するという考え方に基づいている。本町で当初設置予定の5台については本審議会で議論されるが、今後増設されるとなれば、おそらく審議会にはかからないと思われるので、その際にはどこに設置するかについて慎重に検討していただきたい。

会長 防犯カメラを大規模に増設したり、設置方針を大幅に変更したりするような場合には、再度運営審議会にかけていただくことを考えていただきたい。

委員 本日の議論でも出ていたが、そもそもの話として、なぜ行政が防犯カメラを設置しないといけないのかということについては、しっかりと整理しておいていただきたい。

審議の結果、当審議会は本日の議論の内容を考慮してカメラを設置・運営することを諮問部局へ要望し、答申としては、諮問事項についてはこれを認めるとすることについて、全委員一致で承認された。

(2) その他  
とくになし。

5 閉会